

エコマーク商品類型 No.502

「カーシェアリング Version 1.0」
認定基準書

—適用範囲—

レンタカー型カーシェアリング（道路運送法第 80 条第 2 項の許可を受け、会員制による特定の借受人に対して、自家用自動車を業として貸し渡すこと）とする。

制定日 2012年 6月 5日
有効期限 2024年 6月 30日

(財)日本環境協会
エコマーク事務局

エコマーク商品類型 No.502 「カーシェアリング Version1.0」 認定基準書

(財)日本環境協会
エコマーク事務局

| | |
|----------------------------|---|
| 1. 認定基準制定の目的 | 1 |
| 2. 適用範囲 | 1 |
| 3. 用語の定義..... | 2 |
| 4. 認定の基準と証明方法..... | 3 |
| 4-1.環境に関する基準と証明方法 | 3 |
| 4-1-1 保有自動車に関する基準..... | 3 |
| 4-1-2 設備に関する基準 | 4 |
| 4-1-3 事業運営に関する基準..... | 5 |
| 4-1-4 ユーザへの情報提供 | 6 |
| 4-1-5 事業者の環境配慮への取り組み | 7 |
| 4-2.品質に関する基準と証明方法 | 8 |
| 5. 商品区分、表示など | 9 |

1. 認定基準制定の目的

カーシェアリングは、複数の人が自動車を共同で所有・利用する自動車の共同利用システムのことで、自動車の適切な利用を促進させ、パーク&ライドなどの環境に配慮した最適な移動手段へのシフト等により、自動車の走行距離の削減、自動車台数の削減、都市の交通渋滞の緩和などの環境負荷低減効果が見込まれる。エコマークとしてカーシェアリングを商品類型化することで、消費者に環境に配慮したライフスタイルを発信することは意義が深く、カーシェアリング自体のさらなる普及・底上げを促進させていく。具体的には、カーシェアリングをより普及させ、交通手段の1つとしての選択肢を提示し、消費者の行動変容を促すことで、過度な自動車利用を抑制し、公共交通機関の適切な利用の促進、最適な移動手段へのシフト等による社会全体での環境負荷低減を目指す。また、より環境負荷の少ない車両等の導入や事業運営等を促進させ、カーシェアリング事業全体に係わる環境負荷低減を図る。

2. 適用範囲

レンタカー型カーシェアリング（道路運送法第80条第2項の許可を受け、会員制による特定の借受人に対して、自家用自動車を業として貸し渡すこと）とする。

3. 用語の定義

| | |
|-----------------------|--|
| JC08 モード | 国が定める 2015 年度燃費基準値 (km/L) の測定方法。実際の走行に近い JC08 モードによる測定は 2011 年 4 月 (輸入車等一部は 2013 年 3 月) より義務化され、一般的に従来の 10・15 モード燃費値より概ね 1 割ほど低くなる傾向がある。(国土交通省ホームページ 自動車燃費一覧・用語の解説等より) |
| 低排出ガス認定車 | 国が定める自動車の排出物に含まれる物質 (一酸化炭素、非メタン炭化水素、窒素酸化物、粒子状物質、ホルムアルデヒド/自動車の種類により異なる) に対する数値基準に適合する自動車。(低排出ガス車認定実施要領より) |
| パーク&ライド | 中心市街地や観光地などの交通渋滞の緩和のため、自家用車等を郊外の鉄道駅やバス停等の公共交通機関近傍に設置した駐車場に停車させ、そこから公共交通機関に乗り換えて目的地に移動するシステム。(国土交通省ホームページ 施策内容解説より) |
| 先進環境対応車 (ポスト・エコカー) | 「次世代自動車戦略 2010」(経済産業省・2010 年 4 月 12 日) にて示されている自動車。ハイブリッド自動車 (HV)、電気自動車 (EV)、プラグイン・ハイブリッド自動車 (PHV)、燃料電池自動車 (FCV)、クリーンディーゼル車 (CDV)、天然ガス自動車 (CNG) 等の次世代自動車(「低炭素社会づくり行動計画」2008 年 7 月閣議決定) と、将来において、その時点の技術水準に照らして環境性能に特に優れた従来車を指す。環境性能に特に優れた従来車の定義については、今後、燃費基準の見直しに併せて検討が行われることとなっている。 |
| プラグイン・ハイブリッド自動車 | 外部電源から充電できるタイプのハイブリッド自動車で、走行時に CO ₂ や排気ガスを出さない電気自動車の長所と、ガソリンエンジンとモーターの併用で遠距離走行ができるハイブリッド自動車の長所を併せ持つ自動車。(経済産業省ホームページ EV・PHV 情報プラットフォームより) |
| 電気自動車 | 電気モーターで駆動させる自動車。(経済産業省ホームページ EV・PHV 情報プラットフォームより) |
| エコドライブ 10 のすすめ | エコドライブ普及連絡会が制定している環境に配慮した運転方法 (ふんわりアクセル、加減速の少ない運転、早めのアクセルオフ、エアコンの使用を控えめに、アイドリングストップ、暖気運転は適切に、道路交通情報の活用、タイヤの空気圧をこまめにチェック、不要な荷物は積まずに走行、駐車場所に注意)。なお、エコドライブによる燃料消費削減は 25.7% の削減効果がある ((財)省エネルギーセンター (http://www.eccj.or.jp/eeco-drive/index.html)) とされている。 |
| スマートムーブ | 日常生活のさまざまな移動手段を工夫し、CO ₂ 排出量を削減しようという取り組み。家庭から排出される CO ₂ では、自動車からの排出量が 3 割以上と最も多い。毎日の通勤・通学・買い物や旅行で意識的に歩いたり、自転車や公共交通機関を利用したり、自動車の使い方を工夫するなど、CO ₂ 排出量の少ない移動を実践することで、健康にも良く、快適で地球にもやさしい暮らしができる。(環境省、チャレンジ 25 キャンペーンより) |

4. 認定の基準と証明方法

付属証明書の記入欄にチェック・記載を行い、申込企業印(角印)を捺印のうえ提出すること。

4-1.環境に関する基準と証明方法

基準項目(1)～(27)について「◎必須項目」の(1),(2),(7),(8),(9),(15),(16),(21),(22)及び(27)の全てに適合し、かつ「◎必須項目」の加算ポイント及び各「推奨項目」に適合して得たポイント数の合計が、10ポイント以上であること。

4-1-1 保有自動車に関する基準

(1) 燃費に関する基準 <◎必須項目>

申請時点で、全保有自動車におけるJC08モード/2015年度燃費基準に適合している自動車および電気自動車の割合が60%以上であること。ただし、2014年2月28日までの申請にあつては、10・15モード/2010年度燃費基準相当の自動車も含めるものとする。また、全保有自動車におけるJC08モード/2015年度燃費基準に適合している自動車および電気自動車の割合が70%以上である場合には、さらに割合に応じて表1のポイントを加算する。なお、本項目については、技術発展や法規制の動向等を勘案し、本基準制定後1年を目処に見直しを検討することとする。

【証明方法】

申請時点における保有自動車/会員数データ（記入表 A）を提出すること。なお、保有自動車/会員数データ（記入表 A）については、認定期間中に事務局から要請があった場合、随時提出に応じること。

表1 JC08モード・2015年度燃費基準に適合している自動車及び電気自動車の割合と加算ポイント

| 割合 | 加算ポイント |
|-------|--------|
| 70%以上 | 1ポイント |
| 80%以上 | 2ポイント |
| 90%以上 | 3ポイント |

(2) 排出ガスに関する基準 <◎必須項目>

申請時点で、全保有自動車における低排出認定車（平成17年排ガス基準75%低減・4つ星）および電気自動車の割合が60%以上であること。また、割合が70%以上である場合には、さらに割合に応じて表2のポイントを加算する。なお、本項目については、技術発展や法規制の動向等を勘案し、本基準制定後1年を目処に見直しを検討することとする。

【証明方法】

申請時点における保有自動車/会員数データ（記入表 A）を提出すること。なお、保有自動

車/会員数データ（記入表 A）については、認定期間中に事務局から要請があった場合、随時提出に応じること。

表 2 低排出認定車（平成 17 年排ガス基準 75%低減・4 つ星）の割合と加算ポイント

| 割合 | 加算ポイント |
|-------|--------|
| 70%以上 | 1 ポイント |
| 80%以上 | 2 ポイント |
| 90%以上 | 3 ポイント |

(3) 先進環境対応車（ポスト・エコカー）に関する基準 <推奨項目>

先進環境対応車（ポスト・エコカー）の導入を推進していること。具体的には、申請時点の直近1年間に配備した自動車における先進環境対応車（ポスト・エコカー）の割合が40%以上である場合には、割合に応じて表3のポイントを加算する。本項目における先進環境対応車（ポスト・エコカー）には、JC08モード/2015年度燃費基準を+20%以上達成している自動車も含めるものとする。なお、本項目については、技術発展や法規制の動向等を勘案し、基準制定後1年を目処に見直しを検討することとする。

【証明方法】

申請時点の直近 1 年間の配備自動車データ（記入表 B）を提出すること。

表 3 先進環境対応車（ポスト・エコカー）の割合と加算ポイント

| 割合 | 加算ポイント |
|-------|--------|
| 40%以上 | 1 ポイント |
| 60%以上 | 2 ポイント |
| 80%以上 | 3 ポイント |

4-1-2 設備に関する基準

(4) 電気自動車等の充電設備に関する基準 <推奨項目>

プラグイン・ハイブリッド自動車や電気自動車の普及を推進していること。具体的には、充電インフラの整備（他事業者との連携含む）を行っている場合には、1ポイントを加算する。

【証明方法】

取り組み内容が分かる資料や説明文書などを提出すること。

(5) カーナビゲーションシステム等に関する基準 <推奨項目>

自動車の利用にあたり、適切な経路、道路交通状況、駐車場などの情報を利用者が原則、入手できること。具体的には、カーナビゲーションシステムの搭載や利用者の電子端末などの持込に対応した装備などを行っている場合には、1ポイントを加算する。

【証明方法】

取り組み内容が分かる資料や説明文書などを提出すること。

(6) ステーションに関する基準 <推奨項目>

ステーションの省エネルギー化を推進する社内方針を策定していること。具体的には、環境に配慮した照明を設置し、人感センサー付照明、LED照明などの設置の推進を行っている場合には、1ポイントを加算する。

【証明方法】

取り組み内容が分かる資料や説明文書などを提出すること。

4-1-3 事業運営に関する基準**(7) 稼働率に関する基準 <◎必須項目>**

より多くの人々が1台の自動車を利用していること。具体的には、申請時点で、保有自動車1台当たりの会員数が10人以上であること。また、申請時点の実質1台・1日当たりの平均稼働時間が1時間以上であること。

【証明方法】

申請時点における保有自動車/会員数データ（記入表 A）を提出すること。また、直近1ヶ月程度の実質1台・1日当たりの平均稼働時間に関するデータを提出すること。なお、保有自動車/会員数データ（記入表 A）、直近1ヶ月程度の実質1台・1日当たりの平均稼働時間に関するデータについては、認定期間中に事務局から要請があった場合、随時提出に応じること。

(8) 利便性に関する基準 <◎必須項目>

利用予約は、電子端末等より手続きが可能であること。また、会員に対する情報提供は紙媒体だけでなくWebでも行い、紙資源の削減を行っていること。

【証明方法】

取り組み内容が分かる資料や説明文書などを提出すること。

(9) 利便性に関する基準 <◎必須項目>

短時間（30分以下）での自動車の利用が可能であり、24時間ステーションの利用が可能であること。ただし、24時間のステーション利用については、ステーションの立地・状況等による例外は認めるものとする。

【証明方法】

取り組み内容が分かる資料や説明文書などを提出すること。

(10) 利便性に関する基準 <推奨項目>

他のカーシェアリング事業との相互利用を推進していること。具体的には、優待料金の設定やICカードの共通化などを行っている場合には、1ポイントを加算する。

【証明方法】

取り組み内容が分かる資料や説明文書などを提出すること。

(11) 営業活動に関する基準 <推奨項目>

パンフレット等の冊子について、環境に配慮した用紙を使用すること。具体的には、いずれかの冊子においてエコマーク認定用紙を使用している場合には、1ポイントを加算する。

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。また、冊子名、エコマーク認定用紙の商品ブランド名・認定番号のリストを提出すること。

(12) 公共交通機関との連携に関する基準 <推奨項目>

公共交通機関との連携を図り、車の適切な利用を促していること。具体的には、パーク＆ライドを推進する取り組み、公共交通機関のICカードとの提携などを行い、公共交通機関との連携を図る仕組みがある場合には、1ポイントを加算する。

【証明方法】

取り組み内容が分かる資料や説明文書などを提出すること。

(13) 他事業者との連携に関する基準 <推奨項目>

他事業者との連携を図り、カーシェアリングの普及拡大に努めていること。具体的には、ショッピングセンターやマンションなどで事業展開している場合には、1ポイントを加算する。

【証明方法】

取り組み内容が分かる資料や説明文書などを提出すること。

(14) 行政等との連携に関する基準 <推奨項目>

行政等との連携を図り、カーシェアリングの普及拡大に努めていること。具体的には、行政等と連携した広報活動、観光地における活用などを展開している場合には、1ポイントを加算する。

【証明方法】

取り組み内容が分かる資料や説明文書などを提出すること。

4-1-4 ユーザへの情報提供

(15) 利便性に関する基準 <◎必須項目>

ステーションの立地に関する情報をわかりやすく提供していること。具体的には、ステーションの立地に関する情報として、ステーション位置を示した地図や、公共交通機関からの徒歩での所要時間などの情報提供を行っていること。

【証明方法】

取り組み内容が分かる資料や説明文書などを提出すること。

(16) 環境に配慮した運転方法に関する基準 <◎必須項目>

利用者にエコドライブを推奨し、環境に配慮した運転への意識向上に努めていること。具体的には、「エコドライブ10のすすめ」（エコドライブ普及連絡会）等に従った情報提供を行っていること。

【証明方法】

取り組み内容が分かる資料や説明文書などを提出すること。

(17) 環境に配慮した運転方法、自動車の適切な利用に関する基準 <推奨項目>

利用者に環境に配慮した運転、自動車の適切な利用を促進させる取り組みを行っていること。具体的には、利用者に対して、利用ごと、もしくは一定期間ごとにおける走行距離、燃費等の利用実績を情報提供している場合には、1ポイントを加算する。

【証明方法】

取り組み内容が分かる資料や説明文書などを提出すること。

(18) 自動車の適切な利用に関する基準 <推奨項目>

利用者に用途等に応じた車種の選択を促していること。具体的には、用途に応じた車種の利用、車種の燃費に関する情報提供を行っている場合には、1ポイントを加算する。

【証明方法】

取り組み内容が分かる資料や説明文書などを提出すること。

(19) 先進環境対応車（ポスト・エコカー）の利用に関する基準 <推奨項目>

利用者に先進環境対応車（ポスト・エコカー）の利用を促していること。具体的には、先進環境対応車（ポスト・エコカー）に関する普及啓発やインセンティブの付与を実施している場合には、1ポイントを加算する。

【証明方法】

取り組み内容が分かる資料や説明文書などを提出すること。

(20) 公共交通機関の利用に関する基準 <推奨項目>

利用者に公共交通機関の適切な利用を促していること。具体的には、車と公共交通機関との適切な組み合わせ利用に関する情報提供を行っている場合には、1ポイントを加算する。

【証明方法】

取り組み内容が分かる資料や説明文書などを提出すること。

4-1-5 事業者の環境配慮への取り組み

(21) 自動車の廃棄・リサイクルに関する基準 <◎必須項目>

保有自動車を廃車とする場合には、適法に解体、リサイクルおよび廃棄処分を行う体制があること。

【証明方法】

取り組み内容が分かる資料や説明文書などを提出すること。

(22) 自動車整備に関する基準 <◎必須項目>

環境に配慮した保守・点検を実施する社内方針があること。具体的には、適正なタイヤの空気圧のチェックやオイル交換等により、燃費向上や排出ガス低減に努めている体制があること。

【証明方法】

取り組み内容が分かる資料や説明文書などを提出すること。

(23) 自動車整備に関する基準 <推奨項目>

修理の際に、リサイクル部品を利用する社内方針があること。具体的には、リサイクル部品を取り扱う自動車整備工場と保守契約するなどの体制がある場合には、1ポイントを加算する。

【証明方法】

取り組み内容が分かる資料や説明文書などを提出すること。

(24) 自動車整備に関する基準 <推奨項目>

タイヤを交換する際には、環境に配慮したタイヤを使用する社内方針があること。具体的には、原則としてタイヤを交換する際に、社団法人日本自動車タイヤ協会「低燃費タイヤ等普及促進に関する表示ガイドライン（ラベリング制度）」で定める低燃費タイヤ統一マークを表示したタイヤを使用する体制がある場合には、1ポイントを加算する。

【証明方法】

取り組み内容が分かる資料や説明文書などを提出すること。

(25) 自動車保険に関する基準 <推奨項目>

環境に配慮した自動車保険を契約すること。具体的には、カーシェアリング事業で保有する自動車に、原則全てエコマーク認定自動車保険を契約している場合には、1ポイントを加算する。

【証明方法】

本項目への適合を付属証明書に記載すること。また、エコマーク認定自動車保険の商品ブランド名・認定番号のリストを提出すること。

(26) 環境保全活動に関する基準 <推奨項目>

事業の温暖化ガス排出削減につながる取り組みなどの活動を行っていること。具体的には、カーシェアリング事業における利用者の燃料消費や走行距離に対するカーボンオフセットなどの取り組みを実施している場合には、1ポイントを加算する。

【証明方法】

取り組み内容が分かる資料や説明文書などを提出すること。

4-2.品質に関する基準と証明方法

(27) 品質に関する基準 <◎必須項目>

道路運送法第80条（有償貸渡し）の許可を受けていること。また、利用料金には、燃料、保険、保守点検、修理等の諸費用が含まれていること（免責事項除く）。

【証明方法】

許可書の写しを提出すること。また、利用料金については、資料や説明文書などを提出すること。

5. 商品区分、表示など

- (1) 商品区分（申込単位）はカーシェアリング事業毎とする。なお、他のカーシェアリング事業者と提携し、他のカーシェアリング事業者が主体的に運営している部分は含まない。
- (2) 原則として、認定されたサービスにエコマークを表示すること。表示については、カーシェアリング事業が認定を受けていることが分かるように表示すること。表示方法は「エコマーク使用の手引(Bタイプを表示)」に従うこと。なお、エコマーク商品認定・使用申込時にエコマーク表示箇所および表示内容(マーク表示見本)を提出すること。
以下①および②を含む認定情報をマーク近傍に記載すること。
- ① 環境情報表示の文言「エコマーク認定カーシェアリング」
 - ② エコマーク認定番号および使用契約者名の表示（どちらか一方を選択して表示することも可）

[Bタイプの基本表示例]



エコマーク認定
カーシェアリング
12345678
〇〇〇株式会社

また、カーシェアリングによる環境負荷低減に関して付記することが望ましい。

[Bタイプの推奨表示例]



エコマーク認定
カーシェアリング
スマートムーブでCO₂削減
12345678
〇〇〇株式会社

| | |
|------------|-----------------|
| 2012年6月5日 | 制定 (Version1.0) |
| 2018年3月29日 | 有効期限延長 |
| 2024年6月30日 | 有効期限 |

本商品類型の認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。